

第 4 日（9 月 18 日）

1 深田ゆり子 議員

答弁を求めるもの 担当部長

1 認第 26 号令和 7 年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案について

(1) 業務状況

令和 7 年度の給水人口は 132,741 人で 1,119 人の減、有収水量は 17,420,703m³で水需要は減少傾向にあるが、年間給水量 19,451,625m³、一日平均給水量 53,292m³は増加し、給水戸数 61,338 戸は微増である。どのような状況であると分析したか

(2) 基幹管路の耐震適合率

本市は 48.5%の見通しだが結果はどうだったか

(3) 他会計補助金の詳細（収益的収入）

物価高騰対策として 2、3 月分の水道料金基本料金が免除され、112,750,830 円の繰入金 がされた。この効果を伺う

(4) 受水費の詳細（収益的支出）

大井川広域水道受水費 367,952,876 円の年間・1 日当たりの基本水量、使用水量、基本 料金、使用料金、それぞれの料金単価を伺う。また前年度比較はどうだったか

(5) 繰入金の効果（資本的収入）

40,000,000 円は一般会計から繰り入れであるが、使途及び効果を伺う

(6) 経理状況（収益的収支）

令和 7 年度当初予算の当年度純利益は 47,000 円を見込み、令和 8 年度は赤字が見込まれ ることから、令和 8 年 9 月から水道料金約 3 割の値上げを実施した。決算では、経常収益 2,094,947,260 円、経常費用 1,952,701,634 円で、当年度純利益が 142,245,626 円となる。 見込み違いではないか

(7) 内部留保資金

令和 7 年度末の内部留保資金は幾らとなったか

2 議第 47 号焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例（案）

(1) 第 2 条第 7 号（満 3 歳以上限定小規模保育事業）

第 2 条第 7 号「満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定す る小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る）をいう」の追加について。

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業を導入する背景を伺う

イ 各地区における 3 歳児以上の潜在的ニーズ・待機児童の把握状況はどうか。

(2) 第 37 条第 3 項（特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者）の利用定 員

第 37 条第 3 項に「3 歳以上限定小規模保育事業者は、子ども子育て支援法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定める」の追加について。

ア 本市が導入する事業の区分（A・B・C 型）と定員（6～19 人）の設定、年齢別内訳は

イ 利用調整、・選考基準の適用はどうするのか

ウ 2 号認定化に伴う給付費単価・公費負担の扱いはどうなるのか

(3) 第 51 条の 2（認可基準）

満 3 歳以上限定小規模保育事業者の認可基準は、「子ども・子育て支援法第 46 条第 1 項

に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない」が追加された。3歳児以上に必要な保育の質と施設環境を確保するために、受入に必要な「人的配置」「運動スペース・園庭」「給食設備」等の環境整備と事業者認定・監査体制をどのように行うのか

3 議第49号焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第18条第6号（家庭的保育事業所等内部の規定）、第27条（小規模保育事業の区分）、第29条第2項第3号関係

満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員が追加された。現在の小規模事業所（18箇所）における利用状況、及び満3歳到達後の転園・継続利用の状況と本改正による効果を伺う